

(11) 専任技術者証明書 (新規・変更)

様式第八号 (第三条関係)

(用紙A4)
00003

一般建設業の場合

専任技術者証明書 (新規・変更)

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

特定建設業の場合

該当のない方を二重線で抹消

地方整備局長
北海道開発局長
埼玉県知事 殿

平成 2△年 4月 1日
〒336-0063さいたま市浦和区高砂1-1-1

申請者 (株)スズキ建設
届出者 代表取締役 鈴木太郎

代表者印

区 分 項番 3
6 1 1 (1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種 3. 専任技術 4. 専任技術者の交 5. 専任技術者が置かれ
大臣 等 又は有資格区分の変更 者の追加 替に伴う削除 る営業所のみの変更)
知事 コード

フリガナの頭2文字
を記入

番号 6 2 1 1

埼玉県知事 許可 (一般) 特 2 △ 第 0 9 9 9 9 9 号

許可年月日

平成 2△年 04月 01日 姓と名の間は
1カラム空ける

P39表8参照

P10~11表4
参照

氏名	フリガナ	元号	生年月日	建設工事の種類	有資格区分	変更、追加又は削除の年月日	営業所の名称 (旧所属)	専任技術者の住所	営業所の名称 (新所属)
ヤマモト カズオ	ヤマモト カズオ	平成H、昭和S、大正T、明治M	S 21年 03月 02日	土木大左と石屋電管タ鋼筋ほしゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解	1 3	平成 年 月 日	本社	さいたま市中央区中央1-1-10	本社
スズキ タロウ	スズキ タロウ	平成H、昭和S、大正T、明治M	S 25年 04月 24日	土木大左と石屋電管タ鋼筋ほしゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解	0 2	平成 年 月 日	本社	さいたま市浦和区高砂1-1-10	本社
スズキ サブロー	スズキ サブロー	平成H、昭和S、大正T、明治M	S 28年 02月 27日	土木大左と石屋電管タ鋼筋ほしゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解	1 3 3 8	平成 年 月 日	〇〇営業所	さいたま市浦和区北浦和5-6-5	〇〇営業所

現在、常勤している
営業所の名称を記入

(注)

- 1 専任技術者証明書（新規・変更）には、以下の添付資料が必要になります。
 （「専任技術者の要件」については、「4 許可を受けるための要件」（P7、8の(2)）を参照してください。）
専任技術者の要件の確認資料

学歴+実務経験者の場合 （法第7条第2号イ・ハ該当）	○卒業を証する書類（卒業証明書原本又は卒業証書写し等） 卒業証書の場合は原本も提示 ○実務経験証明書（様式第9号、P40～41参照） ○実務経験証明期間分の契約書、請求書、注文書等（原本提示）〔P34下部（注）参照〕
実務経験者の場合 （法第7条第2号ロ該当）	○実務経験証明書（様式第9号、P40～41参照） ○実務経験証明期間分の契約書、請求書、注文書等（原本提示）〔P34下部（注）参照〕
資格者の場合 （法第7条第2号ハ該当） （法第15条第2号イ・ハ該当）	○資格を証する書類（合格証明書、免許証、登録証、免状、認定書等）写し 資格を証する書類の場合は原本も提示 大臣認定書は、有効期間内のものであること（認定書の有効期間は5年）
指導監督的実務経験者の場合 （法第15条第2号ロ該当）	○上記の該当する書類 ○指導監督的実務経験証明書（様式第10号、P42参照） ○指導監督的実務経験証明期間分の契約書、請求書、注文書等（原本提示） ○建設業法第40条の3に規定する帳簿、法第24条の7に規定する施工体制台帳等で監督者の氏名が確認できる書類

2 職業能力開発促進法（旧職業訓練法）の2級技能検定合格者、第2種電気工事士、電気主任技術者、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、地すべり防止工事士、建築設備士、一級計装士については、実務経験証明書も必要です。（P40参照）

3 上記の要件の確認資料については、監理技術者資格者証をもって代えることができます。

常勤の確認資料

個人申請	法人申請
<p>●専任技術者が申請者本人の場合</p> <p>○住民票（発行後3か月以内のもので、現状を反映しているもの。マイナンバーが記載されているものは不可）</p> <p>○国民健康保険証写し</p> <p>○直近分の確定申告書控（原本提示） 確定申告書に税務署の受付印がない場合又は確定申告書がない場合は、市区町村で発行される「所得証明書」を提示してください。 個人で新たに事業を始める場合で確定申告をまだ一度も行っていないときは、確定申告書控は必要ありません。</p> <p>●専任技術者が申請者本人ではない場合 右記と同じ</p>	<p>○住民票（発行後3か月以内のもので、現状を反映しているもの。マイナンバーが記載されているものは不可）</p> <p>○つぎのⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのいずれか</p> <p>Ⅰ 社会保険証写し</p> <p>Ⅱ Ⅰに法人が未加入の場合、雇用保険被保険者証写し又は厚生年金の被保険者標準報酬決定通知書写し（直近分） 定時決定の対象外となっている場合は厚生年金の被保険者資格取得時確認通知書写し</p> <p>Ⅲ Ⅰ、Ⅱに法人が未加入の場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証写し ・住民税特別徴収税額通知書写し（直近分） <p>Ⅳ Ⅰ、Ⅱに法人が未加入又はⅢに該当しない場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証写し ・常勤の念書（申請法人名で作成し、申請法人の実印で押印） ・印鑑証明書（申請法人印のもので、発行後3か月以内のもの） ・源泉徴収簿（申請日現在の属する年のもの。源泉徴収票ではない。）又は賃金台帳等写し

- 4 専任技術者が、他の法人の取締役役に就任している場合には、当該法人の代表者からの非常勤証明書が必要となります。
- 5 専任技術者が、他の法人の精算人や単独で代表権（個人・法人）を有する者は、専任技術者にはなれません。
- 6 この様式の記入に際しては、様式の記載要領に従ってください。

表8 資格コード番号（専任技術者）

	技術者の要件	建設工事の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
般	学 歴 + 実 務 経 験	1	0 1
	実 務 経 験 10 年 以 上	4	0 2
	資 格 等	7	P10~11表4の 資格表のうち○ と◎のもの
特 定	資 格	9	P10~11表4の 資格表のうち◎ のもの
	学歴+実務経験+指導監督の実務経験 ★	2	0 1
	実務経験+指導監督の実務経験 ★	5	0 2
	資格等+指導監督の実務経験 ★	8	P10~11表4の 資格表のうち○ のもの
	大臣認定（指定建設業）	3	0 3
	大臣認定（指定建設業以外） ★	6	0 4

★の要件では指定建設業（土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園の7業種）の専任技術者にはなれませんので御注意ください。